

指定居宅介護支援重要事項説明書

1. 経営法人

法人名 社会福祉法人 わとなーる
所在地 青森県東津軽郡蓬田村郷沢字浜田 397
電話 0174-27-3445
FAX 0174-27-3457
代表者 理事長 村 元 裕
設立 平成 9年 4月 1日

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	はまゆう居宅介護支援事業所
所在地	青森県東津軽郡外ヶ浜町蟹田字川原添 2 番地 3
電話番号	0174-31-1871
FAX番号	0174-22-3993
事業所番号	・居宅介護支援 (指定事業所番号0272000506)
その他のサービス	・認知症対応型通所介護(指定事業所番号0292000064) ・介護予防認知症対応型通所介護(指定事業所番号0272000225) ・短期入所生活介護 (指定事業所番号0272000480) ・介護予防短期生活介護(指定事業所番号0272000480) ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定事業所番号0292000072)
サービスを提供できる地域	青森市、蓬田村、外ヶ浜町、今別町 *上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制

管理者 久慈 佐恵子
介護支援専門員 久慈 佐恵子 伊藤 睦美 坂井 優

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 AM9:00～PM6:00まで
土・日曜日 休業
12月31日・1月1日 休業

3. サービス提供窓口

名 称	はまゆう居宅介護支援事業所
電 話	0 1 7 4 - 3 1 - 1 8 7 1
担 当	久慈 佐恵子 伊藤 睦美 坂井 優

4. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容は契約書別紙の通りです。

5. 利用料金

(1) 利用料

①要介護または要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出しますと、金額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護1・2	－	居宅介護支援・特地加算	12,110円
要介護3・4・5	－	居宅介護支援・特地加算	15,730円

居宅介護支援費（Ⅱ）

要介護1・2	－	居宅介護支援・特地加算	6,060円
要介護3・4・5	－	居宅介護支援・特地加算	7,870円

居宅介護支援費（Ⅲ）

要介護1・2	－	居宅介護支援・特地加算	3,630円
要介護3・4・5	－	居宅介護支援・特地加算	4,720円

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、電話でお申し込みを下さい。当事業所職員がお伺いいたします。契約が締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①お客様の都合でサービスを終了する場合は、文章でお申し下さればいつでも解約できます。
- ②人員不足等やむを得ない事情により当事業所でサービスを終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護事業者をご紹介いたします。
- ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所された場合。
 - ・介護保険給付でサービスを受けたいお客様の要介護認定区分が、要支援1、要支援2、非該当（自立）と認定された場合。
 - ・お客様が逝去された場合。
- ④その他
お客様やご家族が当事業所及び介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方法

社会福祉法人による複合介護施設の運営

(2) 居宅介護支援の実地概要

専門の知識と豊富な経験をもったケアマネジャーによる利用者に即したケアプランの作成。

(3) サービス利用のために

- ①介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ②調査の方法はフローチャートによる。
- ③介護支援専門員は年3回以上の研修を実施する。
- ④介護支援専門員が一人あたりの担当者数を39人以下で担当できるように職員を配置する。

(4) 公正中立なケアマネジメントの確保

- ①介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事、及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定の理由を求める事が可能であることを利用者へ説明します。
- ②利用者が医療機関へ入院する必要性が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関へ伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求めます。

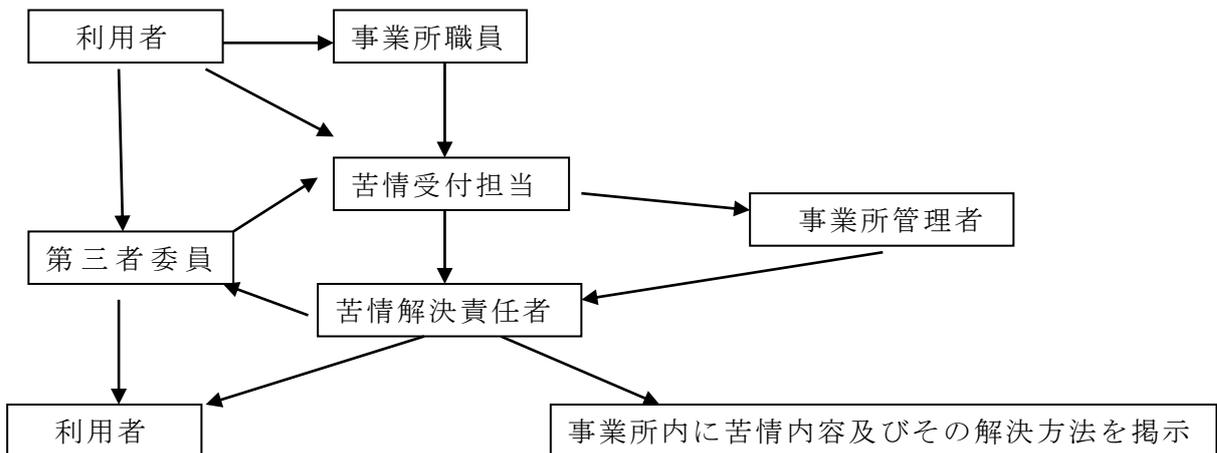
8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

窓 口	特別養護老人ホームはまゆう
電 話	0 1 7 4 - 3 1 - 1 8 7 1
担当 者	久慈 佐恵子
責任 者	高森 実穂子

(2) 苦情処理体制



9. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- なお、当施設の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損保ジャパン日本興亜（株）と損害賠償保険契約を結んでおります

10. 秘密保持について

- (1) 当該事業の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者

及びご家族の秘密を漏らしません。

- (2) 当該事業の従事者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業所では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意書を得た上で、必要な範囲内でご利用者又はご家族の個人情報を用います。

平成 年 月 日

当事業所は、居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明した。

所在地 青森県東津軽郡外ヶ浜町蟹田字川原添 2 番地 3

事業所名 はまゆう居宅介護支援事業所

説明者 印

私は、契約書および本書面により事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、本書面の説明内容について同意します。

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印

居宅介護支援個人情報利用同意書

私(及び)の個人情報については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 介護サービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)の他、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し、又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師などに説明する場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合)

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に洩れることのないように細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

平成 年 月 日

社会福祉法社人 わとなーる
理事長 村元 裕 殿

利 用 者 住所

氏名 印

代 理 人 住所

氏名 印